

第4次総合計画基本計画改訂版 見直し箇所一覧

(策定後の主な動向別) 第4回策定委員会・作業部会時点

※ () は「策定後の主な動向」の「本市での主な取組」に記載 ※ 赤字下線は、要検討事項

第5回総計作業部会

資料7 R5.5

策定後の主な動向 1 - 1 中核市移行

大綱 1	大綱 2	大綱 3	大綱 4
—	<u>政策 1</u> ・ <u>中核市災害相互応援協定</u>	※保健所、地域医療については下記 (政策 3 民生委員定数の増員)	政策 2 ・府費負担教職員の研修に関する権限移譲も踏まえ、教職員の働き方改革も合わせて実施 (政策 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業で相談から貸付まで実施) (政策 1 小児慢性特定疾病児への支援)
大綱 5	大綱 6	大綱 7	大綱 8
(NATSで地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定を締結)	(政策 1 屋外広告物条例を施行)	(政策 1 NATSで労働相談窓口の相互利用)	・これまで広域行政が担ってきた事務の推進 ・近隣自治体などとの広域連携 (包括外部監査による内部統制の強化)

策定後の主な動向 1 - 2 中核市移行

(とりわけ保健所設置市としての感染症や地域医療に関連する役割)

大綱 3

政策 4

- ・中核市移行により保健所を設置したことによる現状と課題
- ・新規施策「3-4-2 公衆衛生の向上」
- ・大阪府医療計画等に基づいた、病院機能の分化・連携の推進
- ・監視、指導等による地域の医療安全の推進
(政策 4 公衆衛生の向上に向けた各種施策、新型コロナウイルス感染症対策を実施)

策定後の主な動向 2 – 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

大綱 1	大綱 2	大綱 3	大綱 4
<p><u>政策 1</u> ・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別</p> <p>政策 2 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による地域活動の制限</p>	<p><u>政策 1</u> ・新型コロナウイルス感染症のための市対策本部会議の開催 ・新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大の恐れがある状況下を想定した感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練</p>	<p>(政策 1 自宅でできる介護予防啓発を推進、高齢者のICTリテラシー向上につながる取組を推進) (政策 3 コロナ禍で増加する生活困窮者への相談支援体制・関係機関との連携を強化) (政策 4 新型コロナウイルス感染症対策を実施)</p>	<p>政策 2 ・コロナ禍を経て、学校以外の場での教育の機会を提供</p> <p>政策 3 ・コロナ禍で地域活動を行うことができない期間があったことも影響し、青少年を支える担い手の確保が困難 ・コロナ禍を経て、学校以外での地域での居場所を含めた充実が必要</p>
大綱 5	大綱 6	大綱 7	大綱 8
—	<p>政策 2 ・コロナ禍における都市基盤の重要性の再認識について追記 ・コロナ禍における公共交通環境の厳しさの増加について追記</p>	<p>政策 1 ・感染症を含む災害への備えやデジタル化への対応 (事業者へ給付金等を支援)</p>	<p>非常時においても持続可能な組織体制づくり <u>・新型コロナウイルス感染症・物価高騰緊急対策アクションプラン</u> <u>・新型コロナウイルス等感染症対策基金の設置・寄附受け入れ</u></p>

策定後の主な動向 2 – 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

(とりわけデジタル化やキャッシュレスへの対応)

大綱 1	大綱 2	大綱 3	大綱 4
<p>政策 2 ・ICTの利活用などによるネットワーク型の活動の拡大 (自治会や市民公益活動団体に対しICTを活用した活動方法を紹介)</p>	—	—	<p>(政策 2 GIGAスクール構想に基づくDX推進) (政策 4 地区公民館におけるオンライン講座の環境整備、電子図書の提供)</p>
大綱 5	大綱 6	大綱 7	大綱 8
—	—	<p>政策 1 ・感染症を含む災害への備えやデジタル化への対応 政策 2 ・博物館の有する多様なコンテンツのデジタル化</p>	<p>・DXも含めた行政運営の効率化を図る取組の推進 ・ICTの利活用とデジタルバйд対策を進め、自治体DXを推進</p>

策定後の主な動向 3 – 1 災害の頻発

大綱 1	大綱 2	大綱 3	大綱 4
—	政策 1 ・武力攻撃事態 ・大阪府北部地震を受けて再認識した課題 ・災害対応の強化	—	—
大綱 5	大綱 6	大綱 7	大綱 8
・災害廃棄物の処理	政策 2 ・頻発する災害における都市基盤の重要性の再認識	政策 1 ・感染症を含む災害への備えやデジタル化への対応	—

策定後の主な動向 3 – 2 暑熱環境の悪化

大綱 1	大綱 2	大綱 3	大綱 4
—	—	—	—
大綱 5	大綱 6	大綱 7	大綱 8
・気候変動の課題 ・地球温暖化の課題、2050年に年間温室効果ガス排出量を実質ゼロに ・低炭素社会から脱炭素社会への転換 ・熱中症による健康被害への対策等 （NATSで地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定を締結）	—	—	—

策定後の主な動向 4 SDGsへの貢献・寄与

大綱 1	大綱 2	大綱 3	大綱 4
—	政策 1 ・ゴール 1「貧困をなくそう」に基づく社会的に弱い立場にある方への配慮	—	—
大綱 5	大綱 6	大綱 7	大綱 8
—	—	政策 2 ・ゴール10「人や国の不平等をなくそう」に基づく多文化共生社会実現	(第 4 次総計の19の政策について、関連する主なSDGsのゴールを整理し、計画の進捗状況とともに公表)

※SDGsバックカスティング資料に基づき要検討

策定後の主な動向 5 個別計画等の策定や改定など

大綱 1	大綱 2	大綱 3	大綱 4
<p>政策 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例等の制定 (R4.12) 	<p>政策 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域防災計画 (R5.2修正) (新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大の恐れがある状況下を想定した感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練)</u> 	<p>政策 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次地域福祉計画 (R4.3策定) (地域共生社会) <p>政策 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康すいた (第 3 次) (R4.3 策定) (平均寿命・健康寿命の本市現状、意識せずとも「健康」につながる環境の整備) 	<p>政策 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期教育振興基本計画 教育ビジョン (R2.3策定) (子供に必要な力、一人ひとりの特性に応じた支援) <p>政策 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期教育振興基本計画 教育ビジョン (R2.3策定) (生涯学習の成果の地域還元) ・(仮) 図書館サービス基本計画 (R5.3策定予定) (図書館の生涯学習や読書活動の支援)
大綱 5	大綱 6	大綱 7	大綱 8
<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次環境基本計画 (R2.2策定) (人口増加に伴うごみの年間排出量の増加や都市部人口の増加による廃棄物量の増加傾向、もったいない精神) 	<p>政策 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画2020 (R2.3策定)、マンション管理適正化推進計画 (R4.3策定) (共同住宅の適正管理) ・都市公園等整備・管理方針 (R2.5策定) (公園・緑地の再整備、運営管理の強化) <p>政策 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通維持・改善計画 (R4.3策定) (公共交通を維持するための課題と施策) ・すいすいビジョン2029 (R1.9策定) (水道施設の適切な維持管理方法や水道システムの強靱化) 	<p>政策 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革関連法の施行 (H31.4) <p>政策 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画 (R6～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設総合管理計画 (R4.3改訂) に基づく、公共施設の最適な整備・配置・維持保全

策定後の主な動向 6 子育て・教育施策の推進

大綱 1	大綱 2	大綱 3	大綱 4
—	—	—	<p>政策 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田版ネウボラについて大綱 3 から移動 ・医療的ケアが必要な子供、ヤングケアラーなどの新しい課題 （待機児童数 0 人、児童センター開館、妊産婦の産前産後支援、子ども医療費助成の拡充） <p>政策 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの対応 （すいたGRE・ENスクールプロジェクト） <p>政策 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留守家庭児童育成室の待機児童の課題対応
大綱 5	大綱 6	大綱 7	大綱 8
—	—	—	—